

○宮代町法定外公共物管理条例施行規則

平成15年3月27日

規則第15号

改正 令和4年4月1日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、宮代町法定外公共物管理条例(平成15年宮代町条例第6号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可申請等)

第2条 条例第4条第1項に規定する使用許可を受けようとする者は、次に掲げる申請書を町長に提出しなければならない。

(1) 条例第4条第1項第1号、第2号及び第5号に規定する行為 法定外公共物使用許可申請書(様式第1号)

(2) 条例第4条第1項第3号に規定する行為 法定外公共物流水使用許可申請書(様式第2号)

(3) 条例第4条第1項第4号に規定する行為 法定外公共物工事許可申請書(様式第3号)

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに使用許可の可否を決定し、法定外公共物使用(許可・不許可)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(使用許可の変更申請等)

第3条 条例第5条に規定する変更の許可を受けようとする者は、法定外公共物使用変更許可申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、速やかに使用許可の可否を決定し、法定外公共物使用変更(許可・不許可)決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(使用許可の更新申請)

第4条 条例第6条第2項に規定する使用許可の期間を更新しようとする者は、法定外公共物使用許可期間更新申請書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、速やかに更新許可の可否を決定し、法定外公共物使用期間更新（許可・不許可）決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（承継の届出）

第5条 条例第7条第2項の規定による地位の承継の届出をしようとする者は、法定外公共物使用許可承継届出書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（地位の譲渡等）

第6条 条例第8条第1項の規定による地位の譲渡の承認を受けようとする者は、法定外公共物地位譲渡承認申請書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、速やかに譲渡承認の可否を決定し、法定外公共物地位譲渡（承認・不承認）決定通知書（様式第11号）により申請者に通知するものとする。

（工事完了届）

第7条 条例第9条の規定により、町長の検査を受けようとする者は、法定外公共物工事完了届出書（様式第12号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による届出書を受けたときは、届出書を受けた日から14日以内に、工事の完了を確認するための検査をし、当該検査の結果を工事完成検査結果通知書（様式第13号）により届出者に通知しなければならない。

（使用廃止届）

第8条 条例第11条第2号に規定する法定外公共物の使用を廃止した者は、速やかに法定外公共物使用廃止届出書（様式第14号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による届出書を受けたときは、届出書を受けた日から14日以内に、原状回復を確認するための検査を実施し、当該検査の結果を原状回復工事完成検査結果通知書（様式第15号）により届出者に通知しなければならない。

（使用料の算出の方法）

第9条 条例第14条の規定による使用料の算出方法は、次のとおりとする。

(1) 宮代町道路占用料徴収条例（昭和61年宮代町条例第16号）別表により使用料が年額で定められているものについて、使用期間に1年未満の端数があるとき又は使用期間が1年未満のときは、月割りで算出した額とする。この場合において、当該使用期間に1月未満の端数があるとき又は使用期間が1月未満のときは、1月として算出するものとする。

(2) 使用料が月額で定められているものについては、使用期間に1月未満の端数があるとき又は使用期間が1月未満のときは、1月として算出するものとする。

(3) 使用面積が1平方メートル未満のものについては、1平方メートルとし、使用面積が1平方メートルを超え、1平方メートル未満の端数があるものについては、小数点以下2位の端数を少数点以下1位に切り上げて算出するものとする。

(4) 使用に係る工作物その他の施設の長さが1メートル未満のものについては、1メートルとし、使用に係る工作物その他の施設の長さが1メートルを超え、1メートル未満の端数があるものについては、小数点以下2位の端数を少数点以下1位に切り上げて算出するものとする。

(使用料の納付)

第10条 条例第14条の規定による使用料は、使用期間が1年未満のものについては、許可日から遅滞なく納付するものとし、1年以上のものについては、初年度分は、許可日から遅滞なく、翌年度以降の分は、毎年当該年度分を5月末日までに納付しなければならない。

(減免申請)

第11条 条例第15条の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、法定外公共物使用料（減額・免除）承認申請書（様式第16号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、速やかに減額又は免除の可否を決定し、法定外公共物使用料（減額・免除）（承認・不承認）決定通知書（様式第17号）により申請者に通知するものとする。

(減免基準)

第12条 条例第15条の規定による使用料の減額又は免除の基準は、次のとおりとする。

- (1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）の規定に基づき、公衆の用に供する鉄道を設けるための使用 免除
 - (2) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業のための使用 免除
 - (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定に基づき、かんがい排水施設のための使用 免除
 - (4) ガス事業法（昭和29年法律第51号）の規定に基づき、ガス事業のための使用 免除
 - (5) 街路灯その他道路の交通の安全又は円滑な通行を図るための使用 免除
 - (6) 道路に通ずるために必要な路端、法面又は側溝上に工作物を設けて出入口の通路としての使用（営利を目的として使用するものを除く。） 免除
 - (7) 雨水又は汚水を排水するために必要な施設のための使用（浄化槽、工場用及び事業用として使用するものは除く。） 免除
 - (8) 電波障害を改善するための使用（営利を目的として使用するものを除く。） 免除
 - (9) 横断幕、張網、保護網その他これらに類する軽易な物件又は施設のための使用（営利を目的として使用するものを除く。） 2分の1減額
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、公益事業に供するときその他町長が特に必要と認めるとき。 減額又は免除
- (その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第16号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

法定外公共物使用許可申請書

年 月 日

宮代町長 様

申請者
住 所
氏 名
担当者
電 話 ()

法定外公共物の使用許可を受けたいので、宮代町法定外公共物管理条例第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

使用の場所	宮代町	番地先
使用の目的		
使用の期間	年 月 日から	年 月 日まで
使用物件の構造		
使用物件の数量		
工事の実施方法		
復旧方法		
添付図書	位置図 求積図(1/) 公図(写) 平面図(1/) 縦断図(1/) 横断図(1/) 構造図(1/) 仕様書	
現場責任者	住所 氏名 電話	

注

- 1 申請者が法人であるときは、氏名欄にその法人の名称及び代表者の氏名を記入するとともに、担当者の氏名を記入してください。
- 2 本書は2部提出してください。

様式第2号(第2条関係)

法定外公共物流水使用許可申請書

年 月 日

宮代町長 様

申請者
住 所
氏 名
担当者
電 話 ()

流水を使用(停滞・引用)したいので、宮代町法定外公共物管理条例第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

使用の場所	宮代町	番地先
使用の目的		
使用の期間	年 月 日から	年 月 日まで
水 量	毎秒 1日に最大	立方メートル 立方メートル
添付図書	位置図 公図(写)	

注

- 1 申請者が法人であるときは、氏名欄にその法人の名称及び代表者の氏名を記入するとともに、担当者の氏名を記入してください。
- 2 本書は2部提出してください。

様式第3号(第2条関係)

法定外公共物工事許可申請書

年 月 日

宮代町長 様

申請者
住 所
氏 名
担当者
電 話 ()

法定外公共物の工事の許可を受けたいので、宮代町法定外公共物管理条例第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

使用の場所	宮代町	番地先
使用の目的		
使用の期間	年 月 日から	年 月 日まで
使用物件の構造		
使用物件の数量		
工事の実施方法		
復旧方法		
添付図書	位置図 求積図(1/) 公図(写) 平面図(1/) 縦断図(1/) 横断図(1/) 構造図(1/) 仕様書	
現場責任者	住所 氏名 電話	

注

- 1 申請者が法人であるときは、氏名欄にその法人の名称及び代表者の氏名を記入するとともに、担当者の氏名を記入してください。
- 2 本書は2部提出してください。

様式第4号(第2条関係)

法定外公共物使用(許可・不許可)決定通知書

第 号
年 月 日

様

宮代町長

年 月 日付けで申請のあった法定外公共物の使用の許可申請については、宮代町法定外公共物管理条例施行規則第2条第2項の規定により、下記のとおり(許可・不許可)する。

記

使用・流水の場所	宮代町	番地先
許可の根拠	宮代町法定外公共物管理条例第4条第1項第	号該当
使用・流水の期間	年 月 日から	年 月 日まで
使用物件の構造		
使用物件の数量 水		
許可条件		
不許可の理由		

注 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に宮代町長に対して異議申立てをすることができます。

様式第5号(第3条関係)

法定外公共物使用変更許可申請書

年 月 日

宮代町長 様

申請者
住 所
氏 名
担当者
電 話 ()

法定外公共物の使用許可の事項を変更したいので、宮代町法定外公共物管理条例第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

使用の場所	宮代町	番地先
使用の目的		
使用の期間	年 月 日から	年 月 日まで
使用物件の構造		
使用物件の数量		
工事の実施方法		
復旧方法		
添付図書	位置図 求積図(1/) 公図(写) 平面図(1/) 縦断図(1/) 横断図(1/) 構造図(1/) 仕様書	
現場責任者	住所 氏名 電話	

注

- 1 申請者が法人であるときは、氏名欄にその法人の名称及び代表者の氏名を記入するとともに、担当者の氏名を記入してください。
- 2 本書は2部提出してください。

様式第6号(第3条関係)

法定外公共物使用変更(許可・不許可)決定通知書

第 号
年 月 日

様

宮代町長

年 月 日付けで申請のあった法定外公共物使用変更許可申請については、宮代町法定外公共物管理条例施行規則第3条第2項の規定により、下記のとおり(許可・不許可)する。

記

使用の場所	宮代町	番地先
使用変更の内容		
使用の期間	年 月 日から	年 月 日まで
使用物件の構造		
使用物件の数量		
既許可年月日	年 月 日	
既許可番号	第 号	
変更許可条件		
不許可の理由		

注 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に宮代町長に対して異議申立てをすることができます。

様式第7号(第4条関係)

法定外公共物使用許可期間更新申請書

年 月 日

宮代町長 様

申請者
住 所
氏 名
担当者
電 話 ()

法定外公共物の使用許可期間を更新したいので、宮代町法定外公共物管理条例施行規則第4条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

使用の場所	宮代町	番地先
使用の目的		
使用物件の構造		
使用物件の数量		
使用の期間	年 月 日から 年 月 日から	年 月 日まで 年 月 日までに更新
既許可年月日	年 月 日	
既許可番号	第 号	
既使用料金	年額 円	

注

- 1 申請者が法人であるときは、氏名欄にその法人の名称及び代表者の氏名を記入するとともに、担当者の氏名を記入してください。
- 2 本書は2部提出してください。

様式第8号(第4条関係)

法定外公共物使用期間更新(許可・不許可)決定通知書

第 号
年 月 日

様

宮代町長

年 月 日付けで申請のあった法定外公共物使用許可期間更新申請については、宮代町法定外公共物管理条例施行規則第4条第2項の規定により、下記のとおり(許可・不許可)する。

記

使用の場所	宮代町	番地先
使用の目的		
使用の期間	年 月 日から	年 月 日までに更新
使用物件の構造		
使用物件の数量		
既許可年月日	年 月 日	
既許可番号	第 号	
不許可の理由		

注 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に宮代町長に対して異議申立てをすることができます。

様式第9号(第5条関係)

法定外公共物使用許可承継届出書

年 月 日

宮代町長 様

申請者
住 所
氏 名
担当者
電 話 ()

法定外公共物の使用許可の地位を承継したいので、宮代町法定外公共物管理条例第7条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

使用の場所	宮代町	番地先
使用の目的		
使用物件の構造		
使用物件の数量		
使用の期間	年 月 日から	年 月 日まで
既許可年月日	年 月 日	既許可番号 第 号
承継の事由		
被承継人の住所氏名	住所氏名	
承継人の住所氏名	住所氏名	

注

- 1 申請者が法人であるときは、氏名欄にその法人の名称及び代表者の氏名を記入するとともに、担当者の氏名を記入してください。
- 2 本書は2部提出してください。

様式第10号(第6条関係)

法定外公共物地位譲渡承認申請書

年 月 日

宮代町長 様

申請者
住 所
氏 名
担当者
電 話 ()

法定外公共物の使用許可の地位を譲渡したいので、宮代町法定外公共物管理条例第8条の規定により、下記のとおり申請します。

記

使用の場所	宮代町	番地先
使用の目的		
使用物件の構造		
使用物件の数量		
使用の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
既許可年月日	年 月 日	既許可番号 第 号
譲渡の事由		
譲受人の住所 氏 名	住所 氏名	
譲渡人の住所 氏 名	住所 氏名	

注

- 1 申請者が法人であるときは、氏名欄にその法人の名称及び代表者の氏名を記入するとともに、担当者の氏名を記入してください。
- 2 本書は2部提出してください。

様式第11号(第6条関係)

法定外公共物地位譲渡(承認・不承認)決定通知書

第 号
年 月 日

様

宮代町長

年 月 日付けで申請のあった法定外公共物地位譲渡承認申請については、
宮代町法定外公共物管理条例施行規則第6条第2項の規定により、下記のとおり(承認・不承認)する。

記

使用の場所	宮代町	番地先
使用の目的		
使用物件の構造		
使用物件の数量		
使用の期間	年 月 日から	年 月 日まで
既許可年月日	年 月 日	
既許可番号	第 号	
譲渡の事由		
不承認の理由		

注 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に宮代町長に対して異議申立てをすることができます。

様式第12号(第7条関係)

法定外公共物工事完了届出書

年 月 日

宮代町長 様

申請者

住 所

氏 名

担当者

電 話 ()

法定外公共物の使用許可に係る行為が完了したので、宮代町法定外公共物管理条例第9条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

使用工事施工場 所	宮代町	番地先
使用の目的		
使用物件の構造		
使用物件の数量		
使用工事完了年月日	年 月 日	
添付図書	工事写真(施行前・中・後)位置図	

注

- 1 申請者が法人であるときは、氏名欄にその法人の名称及び代表者の氏名を記入するとともに、担当者の氏名を記入してください。
- 2 本書は2部提出してください。

様式第13号(第7条関係)

工事完成検査結果通知書

第 号
年 月 日

様

宮代町長

年 月 日付けで届出のあった法定外公共物の使用許可に係る行為については、完成検査の結果合格したので、宮代町法定外公共物管理条例施行規則第7条第2項の規定により通知する。

記

使用工事施工場 所	宮代町	番地先
使用の目的		
使用物件の構造		
使用物件の数量		

様式第14号(第8条関係)

法定外公共物使用廃止届出書

年 月 日

宮代町長 様

申請者
住 所
氏 名
担当者
電 話 ()

法定外公共物の使用を廃止したので、宮代町法定外公共物管理条例施行規則第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

使用工事施工場 所	宮代町	番地先
使用の目的		
使用物件の構造		
使用物件の数量		
使用の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
既許可年月日	年 月 日	既許可番号 第 号
使用廃止の時期	年 月 日	
使用廃止の事由		
法定外公共物の復旧方法		
原状回復の完了時期	年 月 日	

注

- 1 申請者が法人であるときは、氏名欄にその法人の名称及び代表者の氏名を記入するとともに、担当者の氏名を記入してください。
- 2 本書は2部提出してください。

様式第15号(第8条関係)

原状回復工事完成検査結果通知書

第 号
年 月 日

様

宮代町長

年 月 日付けで届出のあった法定外公共物の使用廃止に係る行為については、完成検査の結果合格したので、宮代町法定外公共物管理条例施行規則第8条第2項の規定により通知する。

記

使用工事施工場 所	宮代町	番地先
使用の目的		
使用物件の構造		
使用物件の数量		
法定外公共物の復旧方法		

様式第16号(第11条関係)

法定外公共物使用料(減額・免除)承認申請書

年 月 日

宮代町長 様

申請者

住 所

氏 名

担当者

電 話 ()

法定外公共物の使用料の(減額・免除)を受けたいので、宮代町法定外公共物管理条例施行規則第11条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

使用の場所	宮代町	番地先
使用の目的		
使用の期間	年 月 日から	年 月 日まで
使用物件の構造		
使用物件の数量		
申請の理由		
減 免 額	円	
減 免 期 間	年 月 日から	年 月 日まで

注

- 1 申請者が法人であるときは、氏名欄にその法人の名称及び代表者の氏名を記入するとともに、担当者の氏名を記入してください。
- 2 本書は2部提出してください。

様式第17号(第11条関係)

法定外公共物使用料(減額・免除)(承認・不承認)決定通知書

第 号
年 月 日

様

宮代町長

年 月 日付けで申請のあった法定外公共物使用料(減額・免除)承認申請については、宮代町法定外公共物管理条例第15条の規定により、下記のとおり(承認・不承認)する。

記

使用の場所	宮代町	番地先
使用の目的		
使用の期間	年 月 日から	年 月 日まで
使用物件の構造		
使用物件の数量		
申請の理由		
減免額	円	
減免期間	年 月 日から	年 月 日まで
不承認の理由		

注 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に宮代町長に対して異議申立てをすることができます。

様式第1号（第2条関係）
（令4規則16・一部改正）

様式第2号（第2条関係）
（令4規則16・一部改正）

様式第3号（第2条関係）
（令4規則16・一部改正）

様式第4号（第2条関係）

様式第5号（第3条関係）
（令4規則16・一部改正）

様式第6号（第3条関係）

様式第7号（第4条関係）
（令4規則16・一部改正）

様式第8号（第4条関係）

様式第9号（第5条関係）
（令4規則16・一部改正）

様式第10号（第6条関係）
（令4規則16・一部改正）

様式第11号（第6条関係）

様式第12号（第7条関係）
（令4規則16・一部改正）

様式第13号（第7条関係）

様式第14号（第8条関係）
（令4規則16・一部改正）

様式第15号（第8条関係）

様式第16号（第11条関係）
（令4規則16・一部改正）

様式第17号（第11条関係）